

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１６号厚沢部町情報審査会条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１５ 議案第１７号厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第１７号の厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１７号厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１６ 議案第１８号厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	議案第18号の厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	2番、山崎議員
山崎議員	厚沢部町放課後児童健全育成事業というのは、具体的にどのような事業を展開しようとしているんですか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	学童保育の内容です。学童保育についてということです。
山崎議員	具体的にどのような内容。
保健福祉課長	一応、小学生、1年生から6年生まででして、両親が働いて家に帰れないような子ども、基本的に設備としては学校を借りていますけれども、学校で5時過ぎまで、親が迎えに来るまで面倒を見ているというような事業内容です。
議 長	2番、山崎議員
山崎議員	放課後児童健全育成事業者とあるんですが、具体的に事業者というのはどのような形で示されるわけですか。これ学校の先生方が事業者になるわけですか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	こちら、町です。町が一応放課後学童事業を実施しておりますので、町のことを言っております。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（発言する者なし）

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 18 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号厚沢部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 17 議案第 19 号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 19 号の厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 19 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	あり)
		異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 18 議案第 20 号厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		議案第 20 号の厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。(ありませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 20 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号厚沢部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 19 議案第 21 号うずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

議長	条例の制定について、議題とします。
議長	議案の説明を求めます。
政策推進課長	政策推進課長 議案第21号のうずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議長	9番、高田議員
高田議員	内容を見ると、一般的な値段にやや近くなったかなという感じはするんですけども、今の課長の説明だと、閑散期と繁忙期に分けると、その上限をここに決めるということですから、ということは、閑散期が比較的多いのではないかというふうに思うので、参考までに、その辺の基本的な額というのは、上限ではなくてもものすごく下がった値段ということなんですか。
議長	政策推進課長
政策推進課長	少々お待ちください。 一応、うずら温泉のほうからは、閑散期のときの料金としましては、検討中の案であります が、2人部屋の2人利用の一般であれば3,000円程度でその期間を設定し、なるべく稼働率 を上げていきたいという考えで、あくまでもこれは現段階での金額でありまして、その時々 の市場価格といいますか、状況を見ながら設定していくことになると思います。 以上です。
議長	9番、高田議員
高田議員	今の答弁だと、あまり内容がちゃんと把握されていないという感じです。

議 長 政 策 推 進 課 長	旅行会社なんかだと、A 期間、B 期間、C 期間とかというふうに分けていて、繁忙期、閑散期使い分けしているんですね。恐らくそういうやり方をするんだらうなというふうな感じはします。ただ、やっぱりある程度の目安というのはつけておかないと、胸先三寸というわけにはいかないでしょうから、その目安というのはどこかのところできちっと表示するのが妥当でないかなというふうに思います。
議 長 中 山 議 員	政策推進課長 うずら温泉の指定管理者のほうと協議している中では、当面の間は現行の料金をベースとして上げ下げをしていくという考えで今のところ話をしております。 以上です。 1 番、中山議員 高田議員の質問と重なるかもしれませんが、今、閑散期という時期をどう設定するのかというのは指定管理者にお任せするという事で理解してよろしいのかどうか。 それと、うずら温泉につきましては、常時、2 人部屋を 1 人でというような状況下にある中での判断をどうするのか、その辺についての見解はどこにするのか、それについて説明していただきたいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 閑散期につきましては、経営する指定管理者の裁量の中で検討すると、ほかの道内の宿泊ホテルですとか、そういうところの状況も見ながら、道内のそういったホテルの宿泊料金を参考にしながら、経営者が自由な裁量の下で考えていくと、料金を設定する際には町長の承認を受けるというのがまず 1 つありますので、そこで提案をいただいて町が決定するという考えでおります。

議 長 中山 議員 議 長 政策推進課長	今回、結構料金の見直しの金額にばらつきがあるかと思うんですけれども、これまで2人部屋の1人利用、4人部屋の1人、2人の利用、この宿泊料が安過ぎたのではないかとということで、根本から考え方を見直しております。 例えば、4人部屋で4人宿泊すれば、これまでであれば4,800円の4人になりますので、2万円近くの収入になりますが、これを1人で利用されてしまうと、5,700円の収入になってしまいますので、これを1人利用にした場合1万6,000円という形にしております。ちょっと回答にはなっていないのかもしれないんですけれども、2人部屋を1人で使われたり4人部屋を1人で使われた場合、売上げが極端に下がるという傾向にあったかと思うんですけれども、その辺も考慮した改正ということで御理解いただきたいと思います。 以上です。 1番、中山議員 何かちょっと課長の説明しっくりしないんですけれども、今までの状態の中で、料金を設定するとき指定管理者の方が設定していたんですか。それとも、今回から改めてこの部分では今のこの条例の中での判断で、あくまでも町長ではなくて指定管理者が行うということで今後やっていくのか、ということは、うずら温泉を宿泊希望したときに、料金どのくらいかかりますかねと言われたときに、はっきりと答えられないような状況下になってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。 政策推進課長 これまでは、現行の料金、これを上限とした範囲内で設定することはできたんですけれども、現実この金額で宿泊を受けておりました。ただ、これまでもこの範囲内でそれ以下にすることは
--	--

議長 中山議員 議長 政策推進課長 議長 上戸議員	できました。 料金につきましては、現在、既に指定管理者のほうで経営改革に入っておりまして、宿泊をもうちょっと打ち出していくということで、個人予約、ネット予約の仕組みを強化しております。そちらのほうで何月何日は幾らで泊られますよというような表示が出ますので、そこで一般的なホテルと同じような宿泊予約が可能となっておりますので、料金はそこで確認できるようになっております。 以上です。 1 番、中山議員 ちょっと、例えば 4 人部屋の場合に、大概最近混んでいるということで、さっき言ったように常時泊まっていた方がいるということで、4 人部屋を利用する方がいるわけですがけれども、それから見ると非常にアップになっているというこの辺の考え方はどうなんですか、部屋のにはそんなに広いわけでもないですし、料金の設定というのは少し高め過ぎるのではないかと思いますけれども、その辺についての判断はどうしますか。 政策推進課長 料金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現行の料金、これをベースとしてやっていきまして、ゴールデンウィークですとか夏休みの予約が殺到するときには上げていきたいという考えですので、ベースとなるのは今の金額になります。 7 番、上戸議員 今の関係ですがけれども、これ、ゴールデンウィークだとかのときにはこの値段みたいな、値段的にははっきりしない答弁でしたけれども、新しい料金というのはどこかを参考にして決めたの
--	--

議 長 政 策 推 進 課 長	かということが一つと、これの改正によってどのぐらいの収益が上がるのかというふうなことも試算していると思うんですけども、その金額を教えてくださいというふうに思います。 政策推進課長
議 長 上 戸 議 員	まず、収益については、ちょっと初めての取組ということで試算はしておりません。ただ、経営的に、近年コロナの影響もありまして赤字経営が続いておりますので、少しでも改善できるような形ということで、ある程度経営者が自由な裁量の中で運営を変えていきたいということで相談があったことによって、協議して、大体、ホテル、宿泊業の市場で、上限をこの金額で設定すれば、この範囲で自由にやらせてもらえれば経営改善につながっていくというお話もありましたので、そこは管理者の考えを尊重して、町は改善できるところは改善していきたいという考えで今回改正させていただきたいと考えております。
議 長 上 戸 議 員	7 番、上戸議員 どうも回答がはっきりしないんですけども、一般に、料金を改定するというときは、収益をこのぐらい上げるんだというふうな試算をしながら検討されるのが通常だと思うんです。それが、指定管理者の裁量によって値段を上げたり下げたりするから分からないのかなといえは分からないんだかも分からないけれども、そういうこともない。 それと、この料金の、例えば一番左側の上のほうですけども、2 人部屋を1 人利用したときに、一般で5, 7 0 0 円を8, 5 0 0 円にすると、この根拠みたいなやつというのはどこにあるんでしょうか。全くなくて、適当ということではないと思うんですけども、その辺の考え方はどういうふうになっているのかを説明をお願いしたいと思います。 政策推進課長

政 策 推 進 課 長	詳細の金額の根拠というよりも、近年の一般的な市場の価格設定を参考としてお互いで話し合 ってこの金額ということで決定しました。 先ほど試算したのかという御質問のときに、ちょっと、この後協議いただく指定管理者の選定 の際の計画であります、指定管理者としては宿泊で現在1, 260万円ぐらいの宿泊収入であ りますが、3, 000万円にしていきたいという考えで計画を上げておりますので、これに向け てこういった環境を整えていきたいということでの改正であります。 以上です。
議 長 山 崎 議 員	2 番、山崎議員 実は、うずら温泉は、昨年度はもう営業を中止するとかという、そういういろんな話が出まし た。そして、10月からレストランのやり方ががらっと変わって、予約しないと食事もできない ような状況であります。そして、今まで我々は気楽に利用させてもらったんですけども、今度 は料金も高くなりましたし、予約しないとできないという、そういう状況で、今でもそういう状 況下であります。 そういう中で、当時から一向にもうレストランの電気が消えてしまっつかないような状態 で、かなりの利用客が去っていたというふうに、私はそういう理解をしているんです。 そして、これからの審議でありますけれども、指定管理料もどんどん値上がりしているわけ でしょう。それはあなた方の執行者のほうでそういう設定をして、それはどこでそういう考えをし ているのか分かりませんが、先ほど、これだけの料金を上げる設定することによって1, 500万円が3, 000万円ぐらいにというふうになる、だけれども、片方では指定管理料が逆 に3, 050万円そこそこが3, 500万円まで上げているというそういう設定で今提案される

議 長 政 策 推 進 課 長	わけでしょう。 それであれば、私、どう見てもうずら温泉の経営管理というか経営改善というものを感ずることとはできないんですよ。どうですか。だから、ある意味で私は料金を上げることは別に反対しませんよ、採算が合わないんですから。だけれども、逆に言うと、上げることによって客層が離れてしまったらそれもまたマイナスになるんですよ。だから、そういうことを考えたときにどういう経営戦略を練ったほうがいいのかということは、私は、今、シードですか、あそこに指定管理というような形をお願いをして経営を全てお任せをしているわけでありましてけれども、果たしてそういうような状況下でいけるかどうかということですよ。 片方では値上がりしました。片方では管理料もまた上げました。そういうふうな形で、自分たちでやっているレストランの運営の仕方でも、とってもお客様がそこに入っていけないような状況下にいまだになっているということですよ。 そういうことで、私は本当にこれで、何回か昨日私言いましたけれども、行政コスト、そういうことを考えたときに、私は本当にこのままだったらうずら温泉維持できないですよ、これだから。その辺の執行者のあなた方の考えとしてはどのような方向性を示していくのか、ありましたらお知らせください。 政策推進課長 新年度予算のほうまで話がっておりますけれども、12月補正予算の際に電気料と燃料費、こちらが現在高騰しているということで、この燃料と電気代だけで五百数十万円の補正をしているところです。現在、令和4年度の指定管理委託料は3,056万円程度なんですけれども、新年度は3,600万円弱ということで、実際はこういった電気料と燃料費の増額分でこの金額に
----------------------------	--

議 長 山 崎 議 員	なろうかと思っております。指定管理者の申請の際にも株式会社シードさんのほうからは3, 600万円で経営していけるという提案をいただいておりますので、そのまま予算組みをしておりますが、今後も経営環境としては、電気代の値上げ、そういったことがあれば、また随時検討して、補正すべきと判断した場合は提案していきたいと考えております。 今回の改正につきましては、先ほど皆さんから御質問いただいておりますけれども、あくまでも金額どうこうというよりも、民間経営と、これと同じようにそういった経営環境を整えてやって、経営を改善することによって指定管理料が相対的に下がっていくものと期待して改正しているところです。 以上です。 2 番、山崎議員 もう一つあって、レストランの運用の仕方が、今のような状態であればとても我々レストランへ行って利用することできないですね。事前に昼食を食べたいといっても予約しないとできません。そして、物すごい料金高いですよ。セットで来るわけですから。そういうやり方をやって経営改革できませんよ。うずら温泉このままでいったら。 それともう一つ、私、大きな期待を持っているところがあるんですが、これは町長にお伺いしたいと思いますが、今、町長がいろいろ努力しまして、台湾との交流をしたいというような、そういうプログラムを示しました。特に、今、5月に入ると、台湾、函館直行便の飛行機が飛びますので、何かしら厚沢部町のほうにも足を向けてくれば、台湾人がもしいらっしゃるのであれば、逆にうずら温泉というのの利用価値もまた変わってくるだろうというふうに私は思って期待をするところなんです、町長、その辺、台湾のその辺の町長のいろいろ接触している見通しと
------------------------	---

議 町 長 長	どうかはというふうな理解を示したらいいのか、ちょっと御指導願えればと思います。 町長 今、うずら温泉の宿泊関係の価格の設定について、いろいろと今説明を申し上げながら、経営管理している者の意見を取り入れて進めている。ただ、御案内のように、宿泊の関係は、素泊まりの人もいれば長期で宿泊すると、こういう人も実際におるわけです。だから、工事現場のほうに行くのにうずら温泉を長期に借りて、そして泊まると、こういうふうなことになるって、条例の上限が今まで低いものですから、その調整ができなかったと、こういうふうなことがあったわけなんです。したがって、それらについても経営者のほうでは、例えば長期宿泊者については、現行の何割下げるとか、いろいろな基準をつくってやりなさいというふうなことで、いずれにしても上限というものは、これ以上高く取ってはいけないよという上限をつくっているわけでありませう。 それと同時に、宿泊もなるべく常時満床にしたいというふうな考え方の中でいろいろ事業を進めております。 レストランの話が出ましたけれども、レストラン、これ3月いっぱいまではシェフ1人ということで、どうしても手が足りないということで予約制にしていると。4月からは、専門家に経営改善のスタイルをつくってもらって、そういうふうに変えたと、そういう中で話を聞きますと、今は中華専門ですけども和食も入るんだと、こういうふうな幅を広げたレストラン経営をしたい、こういうお話も聞いております。 そういう中で、今以上にうずら温泉の食、それから入浴、泊まり、こういうものを拡大をしていくと、こういうふうな考え方の中で、うずら温泉のほうでは努力をしていろいろ計画をしてい
-------------------------------	--

ると、こういう状況であります。

その計画どおり、プロの経営改善者に委託をして、そして進めるということですから、よほど今まで以上に大きな幅を持ったうずら温泉になるだろうと、こういうふうに思っております。

また、同時に、先ほど台湾の話が出ましたけれども、今、町と台湾領事との話の中で、ぜひ厚沢部町へと、これ今朝の函館新聞だと思えますけれども、函館市が今台湾とそういうつながりを持ちたいということで、市議会議員会が領事呼んで、そして函館市議会の全員協議会の中で説明を受けたと、こういうふうなことが今朝載っていました。

函館市も台湾とそういう協定を結びますと、なおさらうちのほうも来やすくなるだろうと、ただ、問題は、飛行機が常時台湾、函館線が通行するようになりますから、運行されますと、やはりその中でもいろいろ函館市の観光もあるだろうし、我々みたいな郡部のほうへ来ての観光もあるだろうし、こういう中身、日本交通が全部仕切ってやるという話ですから、その辺が厚沢部町にも大きな影響をいただければ、ぜひうずら温泉にも泊まってもらいたいなと思うわけでありませうけれども、人数制限が当然出てきますから、そういうことも含めて、これからのうずら温泉の営業の仕方、これらは今までと全く違う仕方に変わると思いますので、そういうことに期待をしながら、今、宿泊単価についてはこのように上限を上げたいと、こういうふうな経営者側のほうの意向もありまして、今回改正したいと、こういうふうなことでございます。

いずれにしても、うずら温泉、なかなか、燃料、電気、こういうものの高騰の中で、経営者は大変四苦八苦しているというふうな現状もありますので、その辺も町のほうも十分考慮した中で、これからもぜひうずら温泉を継続して経営していただきたいと、こういうふうな思いの中で単価改定というものを今回提案したところであります。

議	長	以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２１号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２１号うずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中ですが、１１時１５分まで休憩します。（１１：０１）
議	長	休憩前に引き続き、議事を続行します。（１１：１５）
議	長	日程第２０ 議案第２２号厚沢部町教育委員会指導主事の給与に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長		それでは、議案第２２号の厚沢部町教育委員会指導主事の給与に関する条例の制定についてを御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	７番、上戸議員
上戸議員		条例の内容といたしますか、今まではこの厚沢部町教育委員会指導主事という方はいらっしゃっ

議長 教育委員会事務局長	たのですか、どうか説明願います。 教育委員会事務局長 今までこういう指導主事という名前での教育委員会の職員はおりません。ただし、令和3年4月1日以降、生涯学習指導主事という形で、先にいた生涯学習推進アドバイザーの役職を一部内容を見直して、現行の今、私が条例で言った指導主事の役職をできるような形で雇用された人が令和3年から1年おりましたが、今年度は適任者が不在ということで、その指導主事に関しても、今は現状不在となっております。
議長 上戸議員	7番、上戸議員 そうしたら、新年度になって新たにこの指導主事を任命するという形になるんですか。
議長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 そういう形で想定しております。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 この条例改正に反対するものではありませんけれども、関連するので、学校分野を専門にする、そして一貫教育を進めていきますよということを主体的な業務として進めるんだということなんですけれども、一貫教育に関しての学校においての環境というか、こういった部分の理解度で、どういうふうに進めていくのかという部分について、お話していただければというふうに思います。
議長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 現状、過去に議会等でも説明させていただいておりましたけれども、今まで小中一貫教育、推進するという形で、学校内と教育委員会の学校教育担当で小中一貫のチームをつくりながら、

議 長 佐々木議員	審議、整理してきたところであります。その内容を整理して、ある程度が見えてきましたので、今後はその内容を中心に、学校の小中一貫教育の形で3種類だということで、先に説明してまいりましたけれども、その学校の設立等の準備等の業務も、特にやっていただきたいというふうに考えているところであります。当然専らという専門知識があるという部分につきましては、当然必要な部分でもありますし、当然学校との連携調整もその方は今、指導主事の業務の全く一環になりますので、その辺も当然踏まえた上で、この主事配置を今後進めてきたいというふうに考えております。 10番、佐々木議員 一般質問でも一貫教育というようなことで、教育長にも伺ったところですが、専門チームをつくった中で、教育長は答申をお受けになられたのでしょうか。そして、またその答申に基づいて、教育長は一貫教育をどういったスケジュールといいますか、段取りで進めていこうというふうにお考えでしょうか。また、具体的に年次的な部分をお示しできるのであれば、そういった部分での年度の話もお伺いしたいと思います。 議 長 教 育 長 教育長 今、いただきました御質問は、このたびの指導主事の学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する、いわゆる全ての事務について指導するということがもともとの指導主事の仕事であります。教育委員会においては、先ほど事務局長から説明がありましたとおり、生涯学習アドバイザーとしてのもう一つの仕事がありました。というところでの在り方をいわゆる本来の法律に沿った形の専らいわゆる学校教育に関して担当することとの今、局長のほうから答えたところです。それに当たって、今、小中一貫そしてそれを今
----------------------	---

議長 山田議員	後進めていってもらうということもお伝えいたしました。それについて、もう少し詳しくお答えいたします。これはそのとおりでありまして、いわゆる今年度の執行方針の中にも明確に記載しておりますけれども、いわゆる今後我が町の教育の在り方については、小中一貫9年間で子どもたち全員をこの手に抱えるように進めていきたい。それらをソフト・ハード面両方からしっかりと見つめて、そして義務教育学校も視野に入れた形でつくりあげていきたいということがしっかりと明記されていたと思います。それを基にして、私から小中一貫教育推進コアチーム、さらにはプロジェクトチームというところに諮問をしているわけです。それについて、しっかり形をつかって、それにつける骨子の部分を、答申をいただきたいという形で、諮問をしております。それが来週、私に今入っている情報では、およそ来週ぐらいには、その骨子たる答申が私の手元に届けられる予定であります。それを基に今後しっかりと、本当に教育課程は学校のいわゆるその骨格であり、子どもたちを育てるかの大事なものでありますから、これも大変な仕事なんですが、そういったところから様々な法律に関わる部分、そして義務教育学校であれば、9年間の中での中学校免許のある教員と、そうではない教員の関わり合い、または専科教員の教科指導等、様々なことを含めてつくり上げてもらうという、1人が行うにはあまりにも、もしかしたら大き過ぎるかもしれない仕事を担ってもらうということでの、そういうことも十分あり得るということでの今回の条例提案ということで、御理解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。 5番、山田議員 今のこの問題ですけど、各小学校あるいは中学校ですか、学校運営協議会というものがあるんですが、そちらのほうにもこの指導主事という方は、携わってくるということによろしいでしょうか。
--------------------	---

議 教	育	長	教育長
		長	大変御指摘のとおりでございます。各学校のいわゆるコミュニティスクール、学校運営協議会のほうでは必ずやこういった方に対して、指導主事が関わって、学校のある意味、指導官的な経営指導的なことも担いながらも、こういった小中一貫に向けた話合いについて御説明申し上げます。さらには、実は私の下に答申が上がる前にこのコミュニティスクール全校、我が町の４校全 てにある、その学校運営協議会の合同したもの、いわゆる合同学校運営協議会にかけた上で、正式には私の手元に届く予定でございますので、そういったことに関しても今後大いに関わっていく存在であるということで、御期待いただければと思います。以上です。
議		長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議		長	質疑を終結します。
議		長	討論に入ります。（発言する声なし）
議		長	討論を終結します。
議		長	議案第２２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議		長	異議なしと認めます。したがって、議案第２２号厚沢部町教育委員会指導主事の給与に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議		長	日程第２１ 議案第２３号厚沢部町公営塾の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。議案の説明を求めます。
議		長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長			議案第２３号の厚沢部町公営塾の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明いたしま

議 長	す。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりました。質疑に入ります。
香 川 議 員	6 番、香川議員
	今も公営塾、実際やっていると思うんですけど、実際今、管理という立場ではどういう状況なのかと、あと実際この今、条例がもし可決されて、その後で指定管理者としてはどこを考えているのか、お知らせいただきたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	現状の施設につきましては、ゆいま〜るを借受けしております。施設自体の運営は借上料としてゆいま〜るにお金を払って場所を借りている状況から、そちらの施設管理についてはゆいま〜るが行って、公営塾の部分につきましては、運営に関わる経費のみ行っている現状です。これが一応、今の施設が設置されることによって、光熱費であったり、水道とか下水道とか電気料とか、そういうものは今後町が負担していかなければなりません。それとあと、今この設置条例に規定しました指定管理につきましては、あくまで自治法上設定する段階で、指定管理に行わせることができる規定として設けなさいということですので、現状指定管理を行う予定は今のところございません。以上です。
議 長	6 番、香川議員
香 川 議 員	ということは、今 5, 0 0 0 円だったか、塾の授業料みたいなものを取っていると思うんですけど、その辺の管理というのは町が行っているという考えでよろしいのか、それとあと、指定管理者は置く予定ないということは、あくまでも今後も町がこの塾を管理するという考えでよろしいのか、その辺お聞きしたいと思います。

議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 まず、1問目の質問については、その御指摘のとおりでございます。あと2問目の指定管理の部分につきましては、うちのほうで今、委託云々かけているという業者はございます。こちらにつきましては、講師、いなくなったときの斡旋であったり、公営塾運営していく中で多少その部分で委託業者として入っていて、ノウハウのある業者をうちのほうと連携していただいて、それぞれ共有した情報を取るなどの委託はしておりますけれども、特にそういう予定は今のところそちらの業者除いてはおりませんので、町で全てやっていくことで考えております。以上です。
議 長 中 山 議 員	1番、中山議員 今、香川君の質問に関連すると思いますので、指定管理者を当分置かないということなんですけれども、例えば清掃業務とか、施設の管理、これらについてはやっぱり必要かと思いますが、それらの考え方をどうするのか。もう一つは、あの周辺に共済組合の住宅がありました。この先生方が、入れるというような当初の予定のところをどういうふうに考えるのか、その管理を誰がするのかということで、その辺のこれからの管理の在り方について説明していただきたい。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 現在の建物及び職員住宅ですね、そちらにつきましては、一応町の財産として今移管されているところでございます。事務所の部分につきましては、今は公営塾で使うということで改修を含め、今後そういう形で進めていっておりますし、今の農済の職員住宅につきましては、ぜひそちらのほうに塾の講師等も入っておりますけれども、それ以外の利用も行っておりますし、そちらは管財のほう、総務のほうに管財ありますので住宅管理、町の財産としてのそちらの許可をもらって、実際入っていくような状況になっておりますので、その辺も一応連携含めて、管理自体は

議長 中山議員	実際そちら建物、住宅の管理につきましては総務のほうで、そういう修繕費なり何なりという経費をもって、運営していくような形になると思います。以上でございます。 1 番、中山議員
議員 保健福祉課長	そうなるという、今の共済組合で職員が利用した住宅についてはリニューアルもしないということであるのか、それとも利用をどう考えていくのかということが重要になってくると思うんですけども、やはり管理者、さっき聞いたのは例えば公営塾の中の掃除とか、そういうのは、やはりある程度、指定管理を設けた中でやっていくとスムーズにいくのではないかなと思いますけども、今答弁では持たないということなので、それについてはやはり衛生上大変ですので、やはり持つべきではないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。 保健福祉課長 事務所については、一応20日の日に引渡し受ける予定でございまして、その時点で中身的な設備的なもの、内容を確認させていただこうと思っております。ただ現状、床とかそういうものについては滑り止めとか含めるために、カーペットとかそういうもの多分節約をしているような形で、一般の「あゆみ」とかそういう事務所のような形でワックスを塗ったり、そういうような部分はあまり想定していない現状で、職員が4名基本的に配置する予定でございしますので、そちらの中で掃除等はできるかと、あとは必要な部分の設備、点検等については委託業務とか、そういう業者を通してですね、行う予定でございます。以上です。
議長 中山議員 議長	1 番、中山議員 今、職員4名と言いましたけども、その職員4名はどういう業務を行うんですか。 保健福祉課長

保健福祉課長 議	公営塾講師でございます。
保健福祉課長 議	講師の先生が清掃をするということでよろしいんですね。
保健福祉課長 議	はい。業者を特に今のところ入れて清掃するというところまでは考えていないです。
山崎議員	ほかに、質疑、2番、山崎議員
	前、産業厚生委員会のほうで、実は公営塾の先生方と接触したことがあります。そのときに言われたことは、町のほうの施策というのが見えてこないと先生方言っているんですよ。公営塾、どういうイメージなのかという、それが見えてこないということは、それで今大変大きな成果が出ていると思います。それって中学校から高校生までこの中、通っていろいろ勉強に励んでいるということなので、そのときに講師先生といろいろ懇談の中で話されたのは、塾へ通って勉強だけするというものではなくて、そこで子どもたちが寄り合う場所みたいな形ということも必要だろうと思っているということなんですよ。例えば小学生も小さな子ども達も公営塾のどこか一室に集まってそこでいろんな交流をしながらと、そういう場所も提供したいというような話をしていたんです。ですから私はぜひそういうような運用の仕方を考えてほしいなというふうに思ったりもしますし、またその塾というと、どっちかという toward 向学心に燃えるみたいな、レベルを上げたいというような意味合いのこの場所が多いわけですから、特に学校教育と併せてそういう教育のレベルを上げるというのは大きな一つの狙いだろうとは思いますが、そういうような形でどう見てもイメージがちょっと湧いてこないんですけども、そういうことでぜひ期待が大きいわけですから、ひとつそういうような、特に子どもたちの期待に応えられるようなきちんとした形でやっぱり運営してほしいなというふうに、そういう要望を申し上げたいというふうに思っています。ということでお願いしたいと思います。

議 山 崎 議 員	長	山崎議員、答弁はいいんですか。
議 保 健 福 祉 課 長	長	公営塾の運用にイメージというものが、もし、多分あると思うんですよ、どういうふうにして運用していくとか、そういうような運用、もしそれがあればなら申し上げたいと思います。 保健福祉課長 この件につきましては、昨日中山議員さんのほうからも同様の内容の質問があったと思うんです。今、山崎議員さんおっしゃられたとおりですね、やはり小学生から中学生になるわけでありまして、中学生になってからの公営塾対応という形で今進めておりますけれども、なるべくなら本当にフリーな状態で公営塾に小学生高学年にはなると思うんですけれども、足を運んでいただいて、中学校に入ってからこういうことをやっているんだよということを理解の上、まず進めていこうかなという考えは持っております。また実際進めていく上で、あくまで塾とかいう部分ではなく、当初公営塾一応設置した段階で、地域に根差した教育をとということなので、やはり基礎の部分の教育に関しましては、小学校・中学校そちらのほうで進めていただいておりますけれども、それをベースにして社会学習ではないんでしょうけれども、厚沢部町で何か取り組めるような地域学習的なもの、そういうものを一応入れながら進めていければなというところで思っております。中身につきましては、また具体的なもの、基本的なものは実際に何があるかということで示せるものは現在のところございませんけれども、そのような課題、皆様からの御意見もありますので、職員、月に必ず1回はミーティング等行って、そういうこともお話をする機会もございますので、そういう中で方向性を揉んで、なるべく児童・生徒のためになるような公営塾に向けて進めていきたいと思います。以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２３号厚沢部町公営塾の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２２ 議案第２４号厚沢部町移住体験施設の指定管理者の指定について、議題とします。議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第２４号の厚沢部町移住体験施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑はありませんか。
議	長	１番、中山議員
中山議員	長	町長が「素敵な過疎」の社長でありますので、４月以降どのような形でなるのか、ちょっと心配なんですけれども、「素敵な過疎」自体の現在の職員体制、これはどうなっているのか、果たしてこの施設を管理していけるのかどうか、いろいろと「素敵な過疎」が請け負っている例えば道の駅の部分、そして介護のほう、そして今回のこの施設ということであれば、大変、職員的に果たして、町長、これやっていけるのかどうか、ちょっと危惧されるところですので、その

議 長 政 策 推 進 課 長	辺の今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います 政策推進課長 現在、素敵な過疎づくり株式会社につきましては、室長１名と職員２名おりました、あとそのほかに協力隊として２名が事務室で勤務をしております。現状ですね、実質、職員としましては室長含め３名の状況ですけれども、令和４年度、今年度「保育園留学事業」で結構利用者が急激に増えておりますけれども、その辺、清掃等は別な方をお願いしながら対応しておりますし、現状それで対応できております。ただ、今後人材の確保という点では、積極的に行って行って、体制を整えていく必要があるのかなと考えております。以上です。
議 長 町 長	町長 今説明の中で、福祉関係のものも持っていますけれども、この４月から社会福祉協議会のほうにバトンタッチをすることで、社会福祉協議会の介護関係を一元化する、というふうな計画であります。会社のほうから、この部分外れますから、いずれにしても体制的な整備は、通年であればフル回転をしているところですが、コロナの３年間はずっと今日からの委託事業が停滞しているということですから、いずれにしてもこの活動のフル回転は新年度からはぜひやっていきたい、そういう中での体制強化、特に今の発電の関係ありますから、当然今事務所関係は発電の事務所そのものは、会社をつくったその事務所はあの中へ入ってきますので、そういうことの組織づくりの中できちっと整備をすると、こういうふうな考え方でおります。
議 長 中 山 議 員	１番、中山議員 今、町長は、介護のほうの状態ですけれども、私が考えるのはここだけなら何とか今後やっていけるとは思いますけれども、道の駅の業務というのは非常に繁雑になってきているということ

議 町	で、出荷者の私たちにしてみれば、また農家のほうの販売もやっただいているというようなことで、果たして今の職員体制で可能なかどうかというのは大変心配でございますので、その辺の今後の取り進めはどうするのかお聞かせ願いたい。 町長 道の駅の販売部門のほうでありますけれども、今、あれはもともとは、観光協会に運営させておった経緯がありますけれども、観光協会のほうでは、要するに手詰まりであるというふうな中で会社が代行していると、こういうふうな状況であります。今、年間通して、およそ1億5,000万円の販売をしている厚沢部町では唯一の1億円超えの販売部門でありますから、今後もおそらくや、どんどん伸びてくるというふうな可能性あります。ただ、いずれにしても職員の体制については、今、店舗で働いている4人でいろいろ細工しながら、店の運用をしていますので状況を見ながら、まだまだこれがインバウンド方式で、台湾から来るとか何とかということになりますと、今の体制じゃ、ちょっと足りないだろうというふうなことで、そういう体制整備もこれからきちっと考えていかなきゃいけない、こういうふうに思っております。いずれにしても、会社の中で受けている以上は理事会等で十分詰めながら体制整備をしていくと、こういうことになるかと思います。
議 中 山 議 員	1 番、中山議員 町長、1 点だけちょっと要望したいんですけども、大変出荷者が増えて、出荷組合のほうもどうなっているのかと、我々も分からない状態であります。ある議員は出荷したいと言って断られたというような経緯もあると、それでいって、この後、まだまだ伸びていこうとしている中で、出荷組合の総会まだ開いていません。ぜひともですね、総会を開いてきちんとした出荷体制がで

議 町	長 長 きるような組織づくりにしてほしいなというふうに思いますが、それらについての今後の在り方、町長の考えをお聞きしたいと思います。 町長 出荷組合、確かに大変な数であります。遠くは、せたな、乙部、上ノ国、もちろん江差もあります。こういう方面からの出荷者もあります。そんな中で組織的には膨大な数になっているわけですが、今はいずれにしても新たに入っていって販売するという方々は恐らく場所がないんだらうとこういうふうに思います。その辺を考慮して、これからの会社の中で、余裕あるスペースを増やせるかどうか、こういうものも検討しながら、なるべく出荷者を多くしたいというのは経営上の話になりますが必要ですので、いろいろと建物の中で検討していくことになるかと思っています。今、あの中では林産協同組合、森林組合、そして「素敵な過疎」と3つが入っているわけでありすけども、おそらくやスペース的に広げるとすれば1階の部分のスペースを改造するというふうなことになるかと思っています。その際には、該当する団体とも十分協議をしながら、そしてスペースを確保すると、こういうことに進んでいこうと思いますから、早いうちにその辺の理事会を開いた中で進めていきたい、こういうふうに思っています。
議 議 議 議 議	長 長 長 長 長 ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、質疑を終結します。 討論に入ります。（発言する声なし） 討論を終結します。 議案第24号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２４号厚沢部町移住体験施設の指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中ですが、休憩して昼食といたします。 午後は１３時から再開いたします。（１２：００）
議	長	午前中に引き続き会議を開きます。（１３：００）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第２３ 議案第２５号うずら温泉宿泊施設の指定管理者の指定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第２５号のうずら温泉宿泊施設の指定管理者の指定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	２番、山崎議員
山崎議員		まず、確認をする意味で質問したいと思いますが、このうずら温泉の宿泊施設というものは、当初は何年か前にこういうような管理者の契約を結んだんだけど、現在、今のシードは経営方針が変わったのか、昼食というのは簡単にとれないような状態になって、去年の１０月からそういうふうに、半年になろうとしているんですよね。本来ならば、契約違反になるような私は気がしているんですよ。 それで、いろいろな利用してくれた人の話を聞くと、大変不便だということですよね。その場所に行って食事をとることができなくなってきたんです。３日も前から予約しなさいというの。

議 長 政 策 推 進 課 長	そういうむしろ方向性が我々行政としての立場から認めた意味はないんですが、それが勝手に経営者の考え方で簡単に曲げられるものではないというふうに私は考えるんです。このたびのこのシードの経営方針の転換についてはどのようなお考えをお持ちしているんですか。私は、ある意味では我々も契約違反しているんじゃないかと思っていますよ、どうですか。 政策推進課長 レストランにつきましては、9月1日に料理人が1人退職するということで、宮川さん1人であれば毎日のレストラン経営というのは、対応がちょっと難しいという御相談がありまして、10月1日からレストラン完全予約制がスタートしているところであります。契約違反といえますか、不測の事態、料理人が1人辞めてしまったということの中で町と協議をした上で、そういった取扱いになっているということで御理解いただきたいと思います。 それと、その後、指定管理者のほうは一旦経営を撤退しようという一時期考えてたところもあるんですけれども、各種方面から継続をしてほしいというお話をもらったということと、コンサルタント会社の方と出会って、今まで料理を中心として経営して、それで人を呼び込むという考えであったんですけれども、宿泊をメインにした経営改善に取り組んでいきたいという思いから、経営の継続をするということになりまして、その後、料理人のほうを募集しておりまして、私が聞いている中では4月からは新しい料理人が来るということで、完全予約制はその時点で撤廃して、可能な限り今までのようなレストラン経営にしていきたいということは確認しております。 以上です。 2 番、山崎議員
議 長	

山 崎 議 員	それと一時、やっぱしこのうずら温泉はもう休業するというそういう話がかかなり広まったんですよ。ですから、それが冬場、まだ再開しているわけですから、ある意味では多くの方々にこういうような経営改善をして、またやりますよという、そういう案内をすべきだと思うんですよ。そうでないと函館からでも、また、近隣町村から来た人でも、もう４月になったらやめるんですねとそういう話ですよ。だったら新聞広告を出すなり何なりして、うずら温泉こういうふうにして経営改善をしながら、また新たにこういう方向性を持ちますよということの何らかのアクションをすべきだと私は思うんですが、それが一向にないものですから、いまだにああそうしたらうずら温泉はもう営業中止するんですねと、そういう話をされる方もいますよ。 もし、そういう考え方でいるのであれば、私はシードさんとの再契約は賛同できませんよ、ということでは。ですから、私はある意味では期待をして物を言っているつもりでいるんです。その辺の考え方はどうなんですかね、宮川さんは。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず、確かに９月の議員協議会の際に、指定管理の経営を継続しないという意向で議会の議員の皆さんに御報告したところでしたけれども、その後、１１月の議員協議会で、先ほども申し上げたとおり、改めてまた、経営を継続したいという意思を確認しまして、１１月に皆様にまた御報告させていただいているところです。 その後、１２月２３日に指定管理者選定委員会を開催し、ここでまず選定された時点で、我々のほうから皆さんにお知らせすべきだったかと思い、反省しているところでありますが、本日、議決いただけましたら、改めまして町民の皆様、道内外の方々にホームページ等で広くお伝えしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

議 中 山 議 員	長 員	1 番、中山議員 大変、シードの宮川社長も頑張っているというか、今後、また新たな気持ちで多分やってくれるんじゃないかなと思って期待しております。 町長、私は1 2月でしたか、定例会においてのうずら温泉の案内板を立ててやったらどうかというような話をしたんですけれども、その後、一向にどうなったのか分かりませんので、それらについてはどうですか、この先、やるという考えはあるんですか。
議 政 策 推 進 課 長	長 課 長	政策推進課長 確か1 1月4日の議員協議会のときだったかと思いますが、その際に、中山議員のほうから看板の話をしていただきまして、ちょうど指定管理者のほうからも看板を改めて整理したいということで提案をいただいておりますので、その看板の付け替え、設置についても1 2月補正予算で上積みした中で補正しておりますので、その中で看板を設置することになっておりまして、現在、設置場所とか内容について検討しているところであります。
議 議 佐 々 木 議 員	長 員	ほかに質疑ありませんか。 1 0 番、佐々木議員 そもそもうずら温泉宿泊施設というのは相当年数もたっておりますので、建設当初の経緯を町長のほうからお話ししていただければと。以前はうずら「研修」がついてあったんですよ。 「研修施設」がついてあったんですけれども、それが指定管理になるというようなことで、「研修」が取れて今日に至っているわけなんですけれども、その辺の部分をちょっとおさらいの意味で申し訳ないなんですけれども、お話ししていただければというふうに思います。
議	長	政策推進課長

政 策 推 進 課 長	うずら温泉につきましては、平成7年の3月に建設されておりますので、約28年間経過しているということで、名称が変わった時期につきましては、すみません、現在ちょっと把握してませんので、後ほど。平成20年のときに名称を改正しているところです。 以上です。
議 町	町長 今、佐々木議員のほうからうずら温泉施設の懐かしい話、当時、厚沢部町長が干場正一さんのときでありましたけれども、これはあくまでもあの施設は民間使用ではなくて、町が直営の農業研修生の宿泊研修場所ということで建設された経緯があります。 そんな経緯の中で、なかなか農業研修者が少なくなったと、こういうふうなことで使い方にやはり問題が出てきたので、これを一挙、この宿泊施設を利用した町民の憩いの場所にしようということで、当時は進めました。 その途中であそこのうずら温泉ボーリングの計画を出しまして、裏側に当時、札幌の業者のボーリング屋さんをお願いをして温泉を掘ったという経緯、972メートルのところでガスが出たと。こういうことであそこの井戸はすぐ埋め込んで、そして、50メートル離れた場所に今の温泉ボーリングをたしか540、50メートルだと記憶していますけれども、そのくらいの深さで止めると、ガスが出るので止めるというふうな温泉利用をしながら、今のうずら温泉が成り立ってきたと、こういうことであります。 いずれにしても、当時はうずら温泉という宿泊施設につきましては、大変な当時は混んだようです。お客さんがいろいろ函館、札幌のほうからも来て利用いただいたと、こういうふうな経緯があります。ただ、いかんせんやっぱり当時から食事の問題があるというふうな指摘をされなが

議 長 佐々木議員	ら、そして、うずら温泉、客も少なくなったというふうな経緯がありますから、何とか食事等で客を引きつける、そういう対策が必要であるというふうな検討までされたものです。 そういう中で私は当時、今の宮川さんが札幌のホテルの地下で大きな中華料理店をやっておったときにお邪魔をして、４回ほど口説きに行って宮川さんが来てくれることになったというふうな、それが現在まで続いたということでございます。 いろいろとこの当時の経緯を考えると、厚沢部町の中で宿泊施設というのは、当時は本町界限に３、４軒あったわけですが、今はもうほとんど宿泊施設はなくなってきたと。こういう中でうずら温泉は貴重な厚沢部町の宿泊施設であると、こういうふうなことで我々も大事に進めてきた経緯があります。 そういう中、いろいろと紆余曲折の中で、こういううずら温泉が今まできたわけですから、何とか厚沢部町の唯一の温泉旅館というものを残したいというふうな経緯の中で、今までそういう皆さん方に説明をしながら理解をいただいていたと、こういうつもりであります。厚沢部町にとっては宿泊施設は今、やはり１つか２つよりないというふうな状況になりますと、お客さんが来られると江差、あるいは函館へ戻るというふうなことになるわけですから、何とか厚沢部町にも宿泊していただくというふうな考え方が大事であろうと、こういうふうに思いますので、何とかうずら温泉のこれからの運営についても、町は大事に考えるべきであると、こういうふうに思っておりますので、今、過去の経緯というものはそういうふうな状況の中で来たというふうに御理解をいただきたい。 １０番、佐々木議員 そういうことで、再度改めて認識しました。
----------------------	--

議 長 政 策 推 進 課 長	今現在では宿泊、温泉、そして食事と、こういった３部門で進んでいるわけですがけれども、それに伴う指定管理料という部分があります。何と言っているのか、基本に立ち返った考えを持った中で、精査した中での指定管理料というものを決定していかざるを得ないんじゃないかと私はそういうふうに思っています。 そういう観点からいくと、ちょっと特別委員会云々ということでは、もう差し迫った案件でありますので、そういうふうな流れにはならないのかなというふうに思うんですけれども、どうなんですか。町民の一部からは業者育成だけの施設でないのかと、本当に町民のためになっている施設なのかという声もあるんですけれども、その辺はどうなんですか。 政策推進課長 先ほど町長からもお話しありましたとおり、この檜山でも旅館が減りつつありまして、檜山で泊まれる場所はなくなってきているという中で、厚沢部町内にこのうずら温泉があるというのは、非常に意味のある観光面での大事な施設であると思っております。 当時、平成２０年度に最初の指定管理という形で町直営から指定管理制度に移行したわけがありますけれども、当時、町が経営していたとき、収入から支出を引いて、たしか３，６００万円ほどのマイナスといいますか、そういった町直営の経営から、今の株式会社シードへの指定管理に移行してきたわけがあります。 シードにつきましては、平成２０年４月からの経営ということで１５年間委託しておりましたけれども、世界的なといいますか、経済環境のほう平成２０年９月にリーマンショックがあり、２３年には東日本大震災、そして２６年、令和元年と消費税アップ、そして、令和２年からのコロナ、こういった消費マインドが冷え込むような環境に見舞われた中で、何とか経営をつな
----------------------------	--

議長 山崎議員	げてきたのかなと思っております。 たまたま監査委員からも御指摘いただきまして、一回調べた経緯があるんですけども、当時、平成19年の際、例えば最低賃金なんですけれども、654円、今は920円ほどということで、40パーセントも人件費としては上がっている。そして、現状、電気代、燃料代上がっているという中で2年間、令和2年、3年と大きな赤字がありますけれども、何とか経営をしてきたと。そういった中で、一回経営を諦めようと思ったけれども、ここでまたさらに5年間やっていきたいという申出がありますので、15年間の経験を踏まえて、また改めてやっていきたいと判断した会社の意向も踏まえながら、町としては委託ですから、そこは金額の精査は厳しくやっていきますけれども、連携できるところ、支援できるところはしていきながら、この大事な施設を継続して運営していきたいと考えております。 以上です。 2番、山崎議員 今、課長が言われたように、私どももうずら温泉の施設は、鶉の本当に貴重な財産みたいな格好で皆さんに利用してもらっています。そういうことでこれからも継続していきたいと思っております。 ただ、そこで指定管理料というものが発生しているんですよね。そして、指定管理料というのは行政コストになるんですよ。そこもやっぱり考えていかないと、全てのこれから例えば道の駅だって、これからいろいろ出てくるんですが、約3,600万円ぐらいなるわけですから、それが行政コストとして跳ね上がったときにどうなんだという、そういうことを考えていかなきゃならないわけですよ。だから、やっぱり管理料を保障する代わりに、最大のそこは経営者の人方は
--------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長 議 長	経営コストを考えながら、いい結果を出してもらえるように最大の努力をしてもらわなきゃ困るわけですから、一番でも何かすれば管理料を上げるという、そういう要素はほとんどないわけですから、場合によっては、本当にこういうのを続けるのであればコストがかかりすぎるようになれば、将来どうするかなと考えなきゃならない事態も来るときが発生します。指導として極力コストをかけないような形で内部で頑張ってもらいたいというふうに思っています。 私は、ここにうずら温泉の運営状況がありますよ、監査で。それで結構、売上げもその年によっては上がったり下がったりするんです。だから、ぜひこの中で、私はうずら温泉は鶴全体の産業、それから一つの資産みたいな格好で私のところで利用してもらいたいと思うし、守っていきたいと思います。だけれども、そこにはやっぱりコストを幾らかけてもいいよということにはならないということも、私のほうからも指摘しておきますので、そういうところも十二分に宮川さんにも御理解いただければというふうに思っています。そういうことで、私は反対ではありませんので、そういう厳しさが発生しているということもお伝え願えればというふうに思っています。 政策推進課長 皆さんからいただきました御意見を、またシードのほうにつなぎながら常時、町民からの御意見とか指摘があった場合は、すぐにシードのほうにつないで改善に当たってもらっておりますし、今後も今、御意見いただきました内容等を伝えて、一生懸命取り組んでもらうということで、我々も一緒に取り組んでいきたいなと思っております。 以上です。 ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
--	--

議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２５号うずら温泉宿泊施設の指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２４ 議案第２６号厚沢部町まちなか交流センターの指定管理者の指定について、議題といたします。
議	長	高田一弥議員につきましては、地方自治法第１１７条の規定により除斥の対象となりますので退席を求めます。（高田一弥議員退席）
議	長	それでは、議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第２６号の厚沢部町まちなか交流センターの指定管理者の指定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第２６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２６号厚沢部町まちなか交流センターの指定管理者の指定について、原案どおり可決されました。
議	長	高田一弥議員が席に戻ります。
議	長	日程第２５ 発議第１号厚沢部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	１番、中山議員
中山議員		発議第１号厚沢部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御説明いたします。（発議書内容説明記載省略）
議	長	お諮りいたします。本条例の制定につきましては、さきの議員全体会及び議会運営委員会で協議されておりますので、質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第１号厚沢部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２６ 報告第１号総務文教常任委員会所管事務調査の報告について議題とします。
議	長	総務文教常任委員会第２回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	高田委員長
総務文教委員長		それでは、総務文教常任委員会第２回所管事務調査報告を行います。

当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。1 調査年月日、令和 4 年 10 月 26 日、1 日間であります。調査項目 1 町内温泉施設チップボイラーのチップ供給状況と今後の課題について。2 保育園留学の現状と今後の方向性について。3 GIGA スクール構想、小中一貫教育の取組の現状と課題についてであります。調査委員につきましては、記載のメンバーであります。内容、調査結果を御報告いたします。

1、町内温泉施設チップボイラーのチップ供給状況と今後の課題について。上里ふれあい交流センター、館地区憩いの家、うずら温泉のチップボイラー設備の概要、過去 4 年間のチップ及び灯油等使用量の推移、稼働実績、今後の課題について資料説明を受け、各施設及びチップ保管場所、これは旧館中学校グラウンドです、の現地確認を行いました。上里ふれあい交流センターのチップボイラーは、平成 29 年に導入され、約 5 年を経過、生チップを燃料としており、バックアップ用として灯油ボイラー 1 台を使用しています。うずら温泉のチップボイラーは、平成 26 年に導入され、約 8 年を経過、生チップを燃料としており、バックアップ用として重油ボイラー 2 台を使用しております。館地区憩いの家のチップボイラーは、平成 22 年に導入され、約 12 年を経過、乾燥チップを燃料としており、バックアップ用として灯油ボイラー 1 台を使用しています。上里ふれあい交流センター及びうずら温泉については、林産組合との供給契約によって、業者からの定期的な生木製材チップの供給が順調に行われております。しかし、館地区憩いの家については、乾燥チップを燃料としていることから、運搬や乾燥等の手間が加わり、作業面、コスト面を考慮してチップボイラーは稼働しておらず、灯油ボイラーのみを使用している状況にあります。年間を通じた利用が見込まれる温泉施設においては、二酸化炭素排出量の削減を考えた場合に、化石燃料ではなくチップを燃料とするほうが望ましく、3 施設の全てにチップを供給す

る場合に必要となる供給量や供給体制を考慮し、設備の更新時期が迫っている館地区憩いの家においても、他の施設と同様に生チップを燃料として使用可能な方式のボイラー導入を検討すべきである。

2、保育園留学の現状と今後の方向性について。保育園留学の事業内容、申込み、利用状況、認定こども園の受入れ体制、事業推進上の課題について資料説明を受け、認定こども園はぜるの現地確認を行った。本事業は、既存資源、施設を有効活用しながら超長期的な関係人口を創出していくことを目的として、子育て世代の方に厚沢部町に来てもらうことに着目した事業である。具体的な仕組みとして、認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅等の遊休物件、町での暮らし、これら3つを組合せたパッケージとして利用者に体験していただくものである。町と株式会社キッチハイクが協定を結び、官民連携で事業を進めており、ポータルサイトへの掲載、問合せ、申込み、利用料支払先の一元化など、利用者目線に立った利用しやすさにも配慮した取組がなされている。問合せ件数が約1,300件、10月当時の数字ですので、先日の報告では1,500という数字があり、本年度末までの留学確定数が140家族、キャンセル待ちも100組程度あるとのことでありましたが、これも先日の報告ですと、1,500件がそのままキャンセル待ちにつながっているというようなことでありました。大変注目を集める事業となっております。また、留学後のリピート希望率が92パーセントと非常に高く、利用者の満足度が高いことが大きな特徴であり、超長期的な関係人口の創出や将来的な移住という面での期待度が高い事業といえます。また、1留学家族が10万円程度を地元で消費していることから、地域への経済効果も見込まれる事業となっております。現在は、町内6か所の住宅をちょっと暮らしと保育園留学に区切り受入れ調整しております。住宅の稼働率はほぼ100パーセントであるが、キャンセ

ル待ちが多数あることから、受入れ住宅の不足が課題となっています。現在、町内での空き家活用意向に係る情報収集を行っており、将来的には空き家の有効活用も視野に入れ住宅確保に努めたいとのことです。事業の趣旨にもあるように、既存施設等の活用も十分に考慮された中で、早期に受入れ住宅を確保されるよう期待いたします。保育士の不足や留学家族と地元町民との交流も課題であり、都市部から保育士を呼び込む仕組みづくり、交流拠点の確保についても検討していきたいとのことであるので、早期に実現、改善されることを期待いたします。今年度から取り組んでいる事業として、リピーターや財源確保のための旅先納税、医療サービス向上のためのオンライン診療、キッズドクターの導入がありますが、いずれも利用者の利便性を考えた利用者の声に寄り添った取組が行われております。今後は基本的な留学期間の見直し、滞在中の交通手段の確保、留学後も当町と関わりを継続できる仕組みづくり等、事業の充実度向上に向けて、さらなる検討を進めていきたいとのことであり、事業が継続的、かつ効果的に推進されることを期待いたします。

３、G I G Aスクール構想、小中一貫教育の取組の現状と課題について。G I G Aスクール構想については、各学校の環境整備と活用状況、課題と対策について資料説明を受けた。本年１０月現在で児童・生徒・教員用として３１７台のタブレット端末が導入されており、各教室で設置した電子黒板や大型モニターを使用しながら、各学校ともあらゆる教科において端末を活用した授業を恒常的に行っています。また、端末導入と併せて各校のインターネット回線の整備、強化を行い、各教室、特別教室から体育館を含む学校内全てにおいて、インターネットが繋がらない場所はなくなっているということでもあります。今後は、導入した端末をより効果的に、かつ多くの教科で活用するためのソフトウェアの更新やデジタル教科書の整備等、さらには教員自身の

デジタル活用能力向上のための研修機会確保に向けた継続的な取組を期待する。また、教育委員会では休校時等の対策として、貸出し用モバイルW i - F i 3 台を保有し、児童・生徒がタブレット端末を持ち帰り、家庭内での遠隔授業が可能な環境を整えています。貸出し実績は、まだないとのことではありますが、今後もW i - F i 環境のない家庭状況の把握に努め、保有個数等を検討し、休校時等に授業機会を確保するための環境が充実することを期待いたします。次に、小中一貫教育に関する国の答申、通知等の概要、当町における取組状況及び今後の課題について資料説明を受けました。文部科学省では小中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育を小中一貫教育と定義しており、大きく義務教育学校、併設型小中学校、連携型小中学校の3類型を想定した通知がなされております。当町における小中一貫教育の取組は、令和元年度の保護者懇談会をはじめとし、2年度には小中一貫教育推進ユニット、コアユニットを組織し、3年度からは小中一貫教育推進プロジェクト会議を立ち上げ、教育課程、生徒指導、特別支援の3部会により事業推進を行っております。必要事項は小中合同学校運営協議会、合同C S といいますが、において協議検討し、合意と共通理解を深めながら協議を進めてきたところであります。令和3年度には小中一貫教育を導入するための基本的な考え方を整理した厚沢部町小中一貫教育基本方針が策定され、本年度も3部会でより具体的な小中一貫教育の形の確立に向けた協議を進めているところであり、これらの協議を踏まえた当町の小中一貫教育の方向性について、教育長への答申がなされることとなります。今後は3類型の特徴やメリット、デメリットも十分に踏まえた中で協議、検討を進めていただき、最も望ましい小中一貫教育の在り方が示されることを期待いたします。また、小中一貫教育の必要性について、対象となる世代の保護者を中心とした町民へ学校の現状を説明する機会を設けるなど、十

分な理解を得ながら進めていくことが肝要となると考えます。所管事務調査については以上であります。

続いて、道内研修視察について報告いたします。

報告が長くなりますので、所見のみの報告とさせていただきたいと思います。

まず、視察期間であります。令和4年11月16日から11月18日の3日間です。視察場所は、まず1番目、道の駅かみしほろであります。これは上士幌町です。内容は、下にあります視察事項1、新電力構想並びに道の駅の運営についてということです。2つ目として、夕張市の夕張市役所、内容はコンパクトシティ構想によるまちづくりについてということでございます。視察委員及び随行員は下記のとおりでございます。

所見については、2ページをお開きいただきたいと思います。

6、所見、上士幌町も当町と同様に人口減少が課題となっていたが、ふるさと納税の積極的な活用により子育て世代等の移住が相次ぎ、平成27年には人口が増加に転じております。移住希望者の納得いく移住促進を実施することで、近年では例外的な人口の増加、そして、住みたい町ランキングでは上位の町となっております。こうした中、これからのまちづくりに必要な拠点施設の一つとして、道の駅かみしほろがオープンしております。旅の目的地になる道の駅をコンセプトに、それを実現し得る町の価値をきちんと伝える責任を持った組織が運営を行うべく、観光地域商社、株式会社K a r c h（カーチ）が設立され運営を受託しております。施設運営のみ受託するのではなく、シェフやスタッフ等を直接採用し、直営サービスを提供しながら指定管理料に頼らない運営を行っているというのが特徴であります。かみしほろ電力は地元酪農家から収集した牛のふん尿を用いて発電された電気を市場から買戻して販売する電力小売事業を行っており

ます。御当地電力として道の駅をはじめ公共施設や町内の一般家庭に電気を供給しており、株式会社K a r c h（カーチ）の一事業部門として運営されております。

道の駅、かみしほろ電力とも株式会社K a r c h（カーチ）により運営されており、観光地域商社が進める総合的まちづくりの一環として組み込まれており、地元根差した展開がなされております。当町においても、新商業施設オープンに伴う道の駅の運営展開、今後の新電力事業を展開していく上で大変参考となる事例でありました。

続いて、夕張市役所ですが、これについても所見のみで4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ、（4）の所見であります。夕張市では、少子高齢化や人口減少の進展、また、産業背景から広大な土地に集落が分散し、行政コストが割高で非効率であるという課題を抱えていたことから、長期的な将来都市像を見据えたまちづくりマスタープランを策定し、指針として将来にわたり安心して住み続けられる持続的でコンパクトなまちづくりを進めてきました。令和3年には想定を超える人口減少、公共施設、インフラの老朽化、災害危険性といった課題を再確認し、町の現況を踏まえた上で立地適正化計画策定と併せて同プランの一部見直しを行っております。令和4年には実行計画となるコンパクトシティ構想を策定し、この構想に基づき公共施設の再編、拠点形成の具体化、居住環境の充実に向けた施策が進められております。これら施策の中では多様な住宅の供給を推進するための民間賃貸住宅建設費への補助、月3万円から4万円の低家賃での貸出し契約を条件として、1戸当たり200万円から300万円、また、空き家対策として解体費の1件当たり最大20万円の補助なども行われておりました。我が厚沢部町も広域な土地であり、大きく厚沢部、鶉、館の3地区で構成され、それぞれに公共施設が点在するという

	条件では夕張市に類似しているとも言えます。人口減少や少子高齢化、公共施設やインフラの老朽化、空き家の増加、僅少な民間住宅など、同様な課題を抱えている中、当町の現況を的確に捉え、将来を見据えたまちづくりを推進していくことが必要であると考えます。 以上、報告を終わります。
議	長 以上で、総務文教常任委員会所管事務調査報告及び研修視察の報告について報告済みといたします。
議	長 お諮りします。日程第 2 8 議案第 1 号から日程第 3 4 議案第 7 号まで、7 件の令和 5 年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、日程第 2 8 議案第 1 号から日程第 3 4 議案第 7 号まで、7 件の令和 5 年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定いたしました。
議	長 お諮りします。ただいま上程されました令和 5 年度厚沢部町各会計予算の審議につきましては、議長を除く 9 名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長 異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定しました。
議	長 ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りをします。 選出の方法は指名推選とし、指名については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、指名は議長において指名することに決定いたしました。
議	長	議会予算審議特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に高田一弥議員を指名いたします。
議	長	ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に高田一弥議員と決定をしました。
議	長	ただいまから、議会予算審議特別委員会開催のため本会議を休会いたします。 (1 3 : 5 4)